

令和8年2月5日

環境経済委員会

平和清掃事業所

専決処分（法第180条関係）について

交通事故

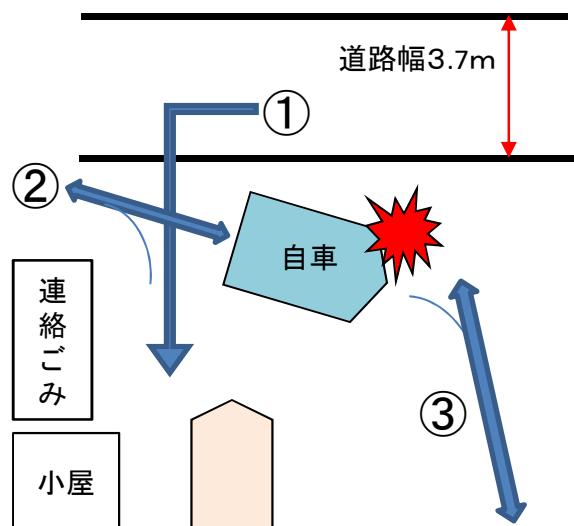
| 番号 | 専 決 年 月 日 | 和解及び損害 賠 償 の 額 | 相 手 方 の 住 所・氏名 | 事故発生 年 月 日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|---|----------------|-------------------|-----------------------|----------------|-------------------------------|
| 1 | 令和7年 12月10日 | 和 解 16,500円 | 浜松市中央区 篠原町 A氏 | 令和7年 11月10日 | 浜松市中央区 篠原町地内 交通事故（物損） |
| 事故の状況　午前10時55分頃、連絡ごみ収集申込者宅において、塵芥車が敷地内へ進入し方向転換しようとしたところ、左バンパー部が相手方所有の自立式車止めポールに接触し破損させた物損事故である。 | | | | | |
| 過失割合　浜松市100% 対策　事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、敷地内には原則進入しないことを順守すること、狭隘道路では細心の注意を払うよう指導した。 事業所の全職員に対し、運転者と同乗者のコミュニケーションの強化、安全確認、危険回避、ゆとりある安全運転の徹底など、収集業務全体の安全確保について注意喚起を行った。 | | | | | |
| 2 | 令和8年 1月19日 | 和 解 452,489円 | 浜松市中央区 広沢二丁目 A氏 | 令和7年 12月12日 | 浜松市中央区 広沢二丁目地内 交通事故（物損） |
| 事故の状況　午前10時52分頃、連絡ごみ回収のため4t塵芥車にて中央区広沢二丁目内を走行中、交差点を右折しようとしたところ、塵芥車の左側ドアミラーが相手方所有の民家のフェンスに接触し、車両を切り返すために後退しようとした際に誤って塵芥車が前進してしまい、左側前部が相手方所有の民家のブロック塀に接触した物損事故である。 | | | | | |
| 過失割合　浜松市100% 対策　事故を起こした運転手へ、事前に収集ルートの道路状況を確認して適した大きさの車両を選択することや、坂道等で車両が動く可能性がある場合はブレーキを適切に使用して車両を十分にコントロールして運転すること等の指導を行うとともに、全職員にもこれらの注意喚起を行った。 | | | | | |

現場案内図・見取図

現場案内図



見取図



- ①敷地内に進入
②前進で自立式車止めポールに接触
③後退時に前後の車輪で踏み破損

破損・傷害状況写真(ナンバープレート撮影)



前進にて進行中、自立式車止めポール
(プラスチック製)に接触し、倒れた車止めポールを
タイヤで踏み折損。



現場案内図・見取図



破損・傷害状況写真(ナンバープレート撮影)

事故現場全景(南側から撮影)



A氏様宅 のフェンス及びブロック塀が
約4.3m幅に渡って倒壊

事故現場全景(塵芥車無し)



交差点は北側から南側に向かって坂が下
がっている

事故現場全景(北側から撮影)



破損・傷害状況写真(ナンバープレート撮影)

相手方損害箇所



当方損害箇所

